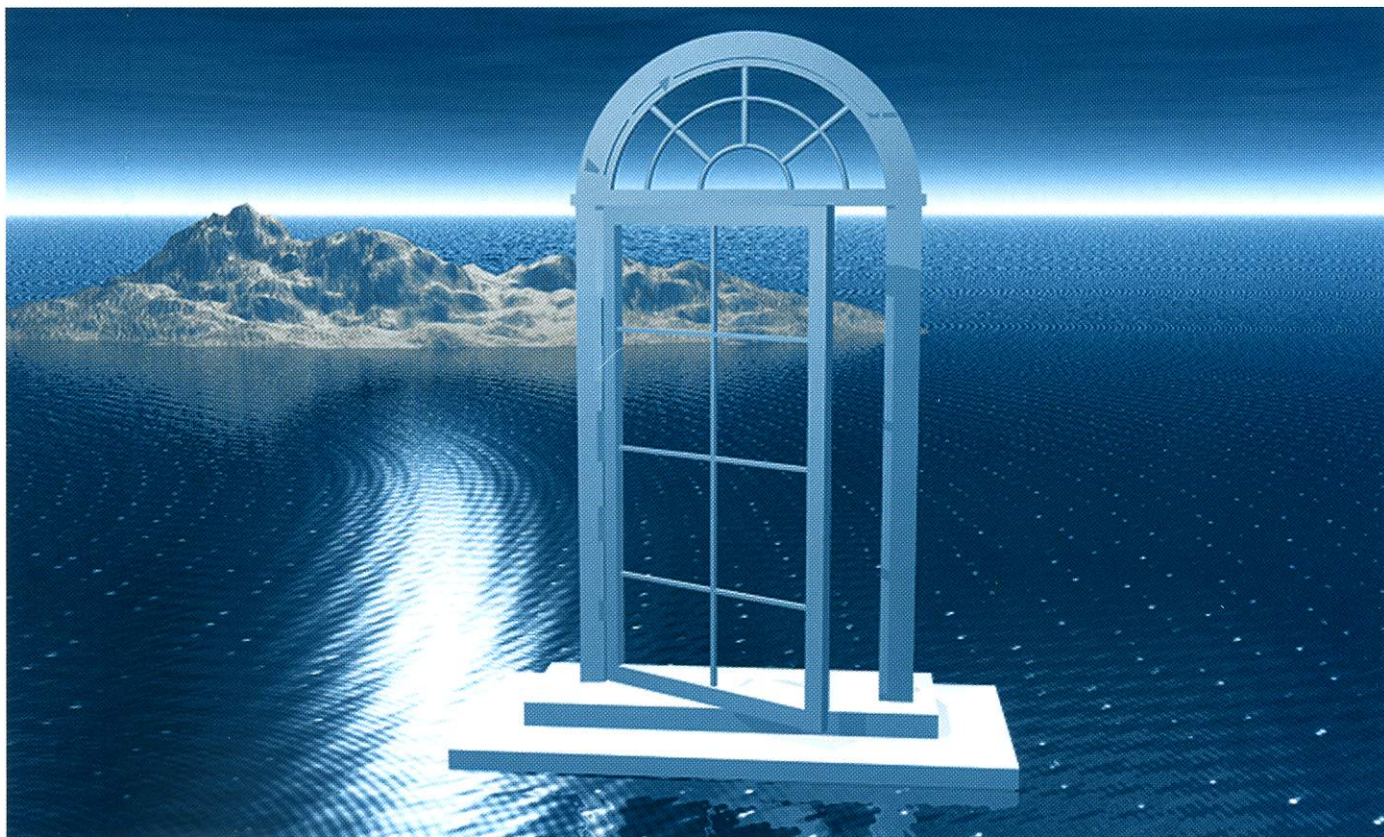


平成23年10月

建設コンサルタント賠償責任保険 団体募集のご案内

◎当制度では、保険料算出の基礎となる売上高（現況報告書に基づきます。）には、消費税相当額を含めてご申告をしていただくこととなっております。

「測量特約」が新設されます（オプション）。この特約を含めてご加入いただきますと、「単独で受託した測量業務」も対象となります。



建設コンサルタンツ協同組合

中小企業コンサルタントとの社会的使命の達成と
組合員の業績の向上を図る建コンコープ

はじめに

平素は、当組合活動につきまして、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、公共事業の縮減や「公共土木設計業務等標準委託契約約款」の策定による賠償責任の明確化など、建設コンサルタントを取り巻く環境はますます厳しくなってきました。とりわけ、企業活動に伴う「リスク」は国民の権利意識の高まりや業務に対する自己責任という点から、経営に大きく影響を与えるようになってまいりました。

つまり、万一不測の事故等を生じた場合、これに対して責任を持って対処できる態勢を整えておくことは建設コンサルタントの責任であるといえます。

そこで、平成10年10月より当組合におきまして、「建設コンサルタント賠償責任保険」を導入いたしました。この制度の趣旨は、企業が背負うリスク軽減と自立化により、企業責任の完遂が発注者への信頼を高めるだけでなく、建設コンサルタントの社会的評価の高揚のためにも重要な制度と思っております。また、今後の公共事業などの円滑な遂行のために、この制度の活用が重視されていくものと考えられます。平成23年度より「測量特約」が新設されます。この特約を含めてご加入いただきますと、これまで対象外であった「単独で受託した測量業務」も対象とすることができます。この機会に、是非ご検討のうえ、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

〈目 次〉

◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の主な特徴	2ページ
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の内容	3ページ
◎ 保険期間とお支払いする損害の関係	6ページ
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の加入方法	7ページ
◎ 保険金お支払い事故の有無による割増引制度について	10ページ
◎ お支払いいただく保険料の計算	12ページ
◎ 保険金額・免責金額別基本保険料早見表	14ページ
◎ 一時払の概算保険料	15ページ
◎ 加入依頼書の記載例	16ページ
◎ 保険期間の途中で 加入・保険金額変更する場合	17ページ
◎ 事故が発生した場合の手続き	18ページ
◎ お支払いする保険金の額と支払先	20ページ
◎ 事故連絡票	21ページ
◎ 共同保険に関するご説明、他	22ページ

◎建設コンサルタント賠償責任保険の主な特徴

【 特 徴 】

1. 建設コンサルタント（国土交通省登録）の成果物の瑕疵によって生じた賠償事故を対象とする「**建コンコープ組合員のための賠償責任保険**」です。
※国土交通省の「**建築コンサルタント登録制度**」に登録されている会員を対象とします。
2. 「**土木設計業務**」を対象としますが、国土交通省登録をしている場合「**地質調査業務**」や「**単独の測量業務**」を含めることも可能です。
3. 建コンコープが契約者となる団体契約です。
4. 保険料は**全額損金処理**することができます。
※今後、法改正により変更になる可能性があります。また、実際の税務処理につきましては、税理士にご確認ください。
5. **年間包括方式**のため、受注ごとの報告が不要で手間がかかりません。
保険の手配もれもありません。
6. 事業所が複数ある場合でも、**本社で一括して**加入することができ、保険料も割安です。
7. 求償権放棄による補償の拡大
下請負人の成果物に瑕疵があり、加入者の賠償責任として保険金をお支払いした場合、保険会社は保険金相当額の返還を下請負人に請求することができますが、**発行済株式総数の50%超**を加入者が所有している場合には、保険会社は**求償権を放棄**いたします。
8. 地質調査業務には「**土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務**」が含まれます。
平成15年2月に施行の土壌汚染対策法に対応し、「**土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務**」を地質調査部門に含め、その成果物の瑕疵による損害賠償責任を補償します。ただし、保険金額（**てん補限度額**）は、保険証券記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。

◎建設コンサルタント賠償責任保険の内容

補償の内容

加入者が、日本国内で行う「土木設計業務」・「地質調査業務(注)」・「測量業務(注)」に際し、発注者に提出した成果物の瑕疵によって、加入者が発注者または第三者から法律上の損害賠償責任を請求された場合における損害を保険金としてお支払いします。

(注) 地質調査業務を含めてご加入される場合のみ、対象となります。

※法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などは保険金のお支払対象となりません。法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を控除した額)を保険金額の範囲内でお支払いします。

対象となる業務

(1) 日本国内の土木構造物に関する設計業務(土木設計業務)を対象とし、施工管理業務は除きます(ただし、施工管理業務の中で発注された設計業務については対象となります。)

※土木設計の中には、廃棄物処理施設、汚水・排水処理施設の設計業務も含まれます。

(2) 土木設計業務には建築物の設計業務は含みませんが、例外として業務の対象である土木構造物に従属関係にある建物(機械棟、管理棟など)の設計は対象とします(機械設備・電気設備の設計の瑕疵も含まれます。)

(3) 建設コンサルタント登録とあわせ「地質調査登録規程」に基づいて地質調査業務を国土交通省に登録している会員は、地質調査業務も保険の対象とすることができます。地質調査業務とは地質または土質に関する資料の提供およびこれに付随する業務であり、建築物施工のために実施する地質調査を含みます。

※地質調査業務には、地下埋設物調査業務、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画も含まれます。

「危険度判定の概観調査業務」は除きます。なお、土木設計業務契約に含まれて発注された場合は、土木設計業務とみなします。

(4) 測量業務を含めてご加入された場合、次の①～④のような単独で受託した測量業務も保険の対象となります。

①基本測量(測量法第4条)、②公共測量(測量法第5条)、③基本測量および公共測量以外の測量(測量法第6条)、④局地的測量または高度の精度を必要としない測量(測量法施行第1条)

※土木設計または地質調査業務の一部として行った測量業務(単独でない)の場合は、これまでどおり対象となります。

対象となる成果物

(1) 「土木設計業務」の成果物

加入者と発注者との契約の目的となった予備設計・概略設計・詳細設計等の設計書類

※保守点検調査、危険度判定の概観調査等を含む、いわゆる調査業務報告書類は除きます。

(2) 「地質調査業務」の成果物(地質調査業務を含めてご契約の場合)

加入者と発注者との契約の目的となった地質調査報告書、地下埋設物調査報告書

(3) 「測量業務」の成果物(測量業務を含めてご契約の場合)

加入者と発注者との契約の目的となった測量調査報告書

お支払いの対象となる損害の例

各内の罰則

(1) 「発注者」に対する賠償責任

- ①土木構造物の施工中または完成後に設計の瑕疵が発見され、構造物を手直ししたり補強工事等
をしなければならなくなった場合の施工費用。
- ②設計の瑕疵により土木構造物の強度が不足し、手直しや補強工事等が必要となった場合の追加
工事のための設計費用。

(2) 「第三者」に対する賠償責任

- ①設計の瑕疵により強度不足となった土木構造物が壊れ、近くにいた第三者が負傷または死亡し
た。(施工中および完成後)
 - 死亡事故の場合、逸失利益、慰謝料、葬儀費用等をお支払いします。傷害事故の場合、被害
者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等をお支払いします。
- ②設計の瑕疵により崩壊した土木構造物によって、隣接する住宅が損壊した。(施工中および完成
後)
 - 被害財物の修理費、再調達費用等をお支払いします。

※ただし、修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超
えない範囲でお支払いします。
- ③設計の瑕疵により施工中の土木構造物が壊れ、作業中の建設業者の従業員が負傷または死亡し
た。

* 地質調査業務を含め加入した場合には、上記の例に加えて地質調査報告書の瑕疵による賠償事
故も対象となります。

※地質調査業務には「土壌・地下水汚染状況調査・汚染処理計画業務」が含まれます。

土壌・地下水汚染状況調査・汚染処理計画業務によって業務の委託者に引き渡した成果物に起因
して、業務の対象となった土地の土壌に汚染物質が残存した結果として、被保険者が次の法律上
の賠償責任を負担とすることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ① 業務の対象となった土地の土壌内に残存する汚染物質の除去・浄化に要する費用が発生した
ことによって生じる賠償責任
- ② 業務の対象となった土地の土壌内に残存する汚染物質の除去・浄化工事遂行のために当該土
壌上の建築物および土地工作物の取壊し・再建築または移設が不可避の場合において、当該
取壊し・再建築工事に要する費用その他工事に起因する費用が発生したことによって生じる
賠償責任

契約内容の決め方

(1) 対象となる業務を次のいずれかでご選択いただきます。

土木設計業務 または 土木設計業務+地質調査業務 または 土木設計業務+測量業務 または 土木設計業務+地質調査業務+測量業務

(2) 保険金額（てん補限度額）と免責金額（自己負担額）をお決めいただきます。

① 保険金額（てん補限度額）

保険金額とは保険期間1年間を通じてお支払いする保険金の限度額で、請求回数にかかわらず、1年間における支払い保険金は保険金額が上限となります。（建設コンサルタント業務追加条項第7条2項）

また、保険金額は最低1,000万円とし、最高10億円まで1,000万円単位に設定することができます。なお、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務の成果物の瑕疵に起因する損害賠償における保険金額は、加入者証記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします（ただし、地質調査業務に売上高を加算した場合）。

② 免責金額（自己負担額）

免責金額とは1事故ごとの加入者の自己負担額で、金額が高額になるほど保険料は安くなります。

③ 保険金額と免責金額の組み合わせパターンの例

組み合わせパターンを選択する場合には、以下を参考にしてください。

保険金額（ ）内は土壌汚染業務※の保険金額	免責金額（自己負担額）		
	0円	50万円	100万円
年間支払限度額			
5億円(3億円)	JZタイプ	JOタイプ	J1タイプ
3億円(3億円)	KZタイプ	KOタイプ	K1タイプ
1億円(1億円)	LZタイプ	LOタイプ	L1タイプ
5,000万円(5,000万円)	MZタイプ	MOタイプ	M1タイプ
3,000万円(3,000万円)	NZタイプ	NOタイプ	N1タイプ

※上記表中「土壌汚染業務」とは「土壌、地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」。

パターンによる加入の場合

タイプ

自由設計プランの場合

保険金額	百万円
免責金額	万円

保険料の算出方法

保険料の算出は、同封の「保険料計算シート」をお使いください。

(1) 国土交通省に提出した直近の現況報告書に基づき売上高（消費税相当額を含めます。）を申告していただきます。（売上高は10万円位を四捨五入して、百万円単位とします。）

① 「土木設計業務のみ」ご加入の場合

- 建設コンサルタントの全売上を申告願います。

 百万円

右記の全売上のうち、地質部門、土質及び基礎部門を除いて、設計業務に関する売上高を申告いただきます。

* 設計業務とは予備設計・概略設計・詳細設計をいい、各種調査業務及び単独の照査業務は除きます。
ただし、業務委託契約書のタイトルが調査業務になっていても、業務の実態が設計業務の場合、
また、設計業務に含んで発注されている場合は各々土木設計業務に含めますのでご注意ください。

② 「地質調査業務を含めて」ご加入する場合

百万円

土木設計業務の部分は、上記①に従いご記入願います。

- 地質調査業務の売上を申告して下さい。国土交通省に提出した直近の地質調査業務現況報告書の売上高を基本に、建設コンサルタントの地質部門、土質及び基礎部門の売上高を加算して申告していただきます。 なお、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務がある場合には、売上高に加算していただきます。

土木設計業務(①)と地質調査業務(②)の売上高を合計してください。(①+②)

百万円

③ 「測量業務を含めて」ご加入する場合

百万円

土木設計業務および地質調査業務の部分は、上記①および②に従いご記入願います。

- 単独で受託した測量業務の売上を申告して下さい。国土交通省に提出した直近の測量業務現況報告書の売上高を基本に、建設コンサルトの測量部門の売上高を申告していただきます。

(2) 売上高を修正売上高に直します。

百万円

下記「修正売上高の計算式」により次ページの【例1】・【例2】・【例3】のとおり算出します。

地質調査業務も含めてご加入の場合は、合計した売上高を修正しますので、それぞれの業務について個別に加入するよりも保険料は安くなります。測量単体業務については、個別で修正売上高を計算いたします。

売上高の範囲		修正売上高の計算式(百万円単位)		
	1,000万円以下	1. 00 α		
1,000万円超	2,500万円以下	0. 65 α	+	3. 50
2,500万円超	1億円以下	0. 42 α	+	9. 25
1億円超	2億円以下	0. 38 α	+	13. 25
【例3】 2億円超	5億円以下	0. 25 α	+	39. 25
【例1】 5億円超	10億円以下	0. 15 α	+	89. 25
【例2】 10億円超	30億円以下	0. 09 α	+	149. 25
30億円超	80億円以下	0. 045 α	+	284. 25
80億円超	200億円以下	0. 021 α	+	476. 25
200億円超	500億円以下	0. 014 α	+	616. 25
500億円超		0. 0065 α	+	991. 25

※ α は土木設計業務の売上高とし、地質調査業務を含めて加入する場合には、合計売上高とします。売上高(α)は10万円単位を四捨五入して百万円単位で計算します。測量単体業務については、個別で修正売上高を計算いたします。

【例1】土木設計業務の年間売上高が99,960万円の場合

10万円単位の四捨五入により計算上の売上高が、10億円となり、売上高の範囲が5~10億円の欄に該当しますので、修正売上高は

$$0.15 \times 1,000 (\text{百万円}) + 89.25$$

$$= 239.25 \div 239 (\text{百万円}) \text{ となります (10万円単位四捨五入)}。$$

【例2】 土木設計業務の年間売上高が150,020万円、地質調査業務の年間売上高が30,020万円の場合、合計売上高180,040万円は10万円単位を四捨五入して計算売上高18億円となり、売上高の範囲が10～30億円の欄に該当しますので、修正売上高は
 $0.09 \times 1,800$ (百万円) + 149.25
 $= 311.25 \div 311$ (百万円) となります (10万円単位四捨五入)。

※ 測量単体業務の修正売上高計算例

【例3】 測量単体業務の年間売上高が30,010万円の場合、
 10万円単位を四捨五入して計算売上高3億円となり、売上高の範囲が2～5億円の欄に該当しますので、修正売上高は
 0.25×300 (百万円) + 39.25
 $= 114.25 \div 114$ (百万円) となります (10万円単位四捨五入)。

申告金額が実体と異なり低い場合、事故の際に保険金が削減されることがありますので、ご注意願います。

*** なお、事故発生時には、契約申込時に使用した「現況報告書 (写)」の提出をお願いすることがあります。**

◎ 保険金お支払い事故の有無による割増引制度について

保険金支払事故の有無により無事故割引に加え、以下のとおり事故割増が適用されます。

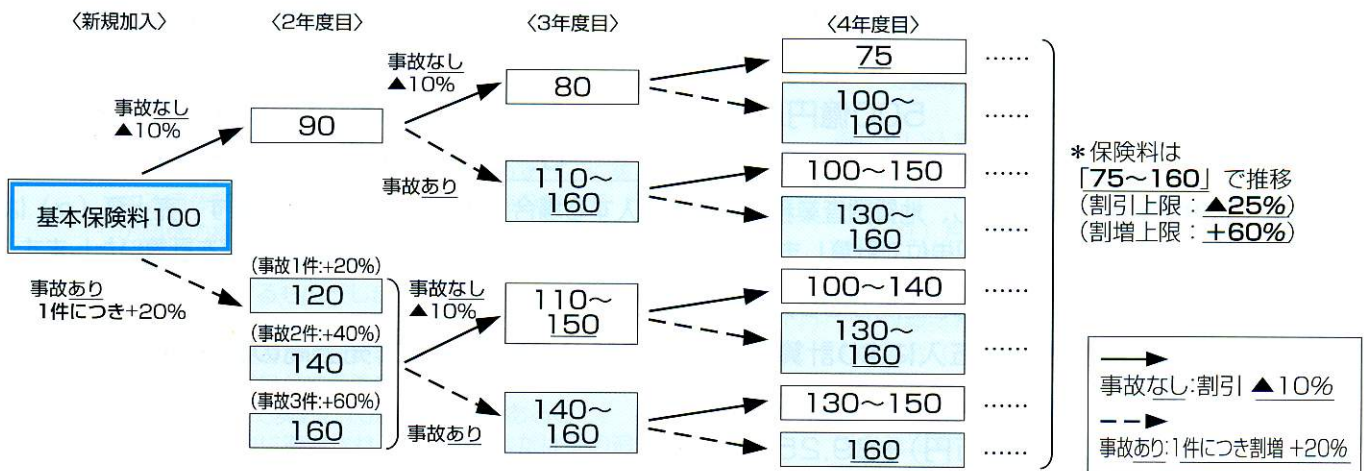
(事故ありの場合) 翌年度は対前年度に対して事故1件につき20%割増 (事故割増)

(事故なしの場合) 翌年度は対前年度に対して10%割引 (無事故割引)

* 割増の上限は、基本保険料に対して+60%

* 割引の上限は、基本保険料に対して▲25%

(保険料推移)



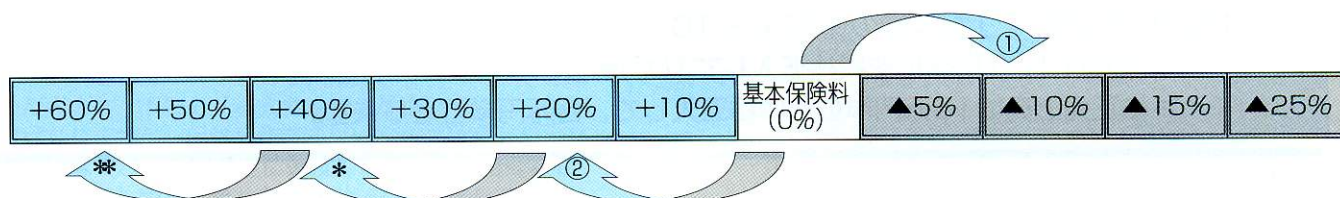
〈1〉 新規加入および現在、割増引が0%（基本保険料）を適用している場合

①前年事故なしの場合→今年度▲10%適用（無事故割引：▲10%適用）

②前年事故1件ありの場合→今年度+20%適用（事故割増：+20%適用）

* さらに今年度事故1件ありの場合には翌年度+40%適用（20%割増+事故割増：20%）

** さらに翌年も事故1件ありの場合には翌々年度+60%適用（40%割増+事故割増：20%）



〈2〉 現在、割引10%を適用している場合

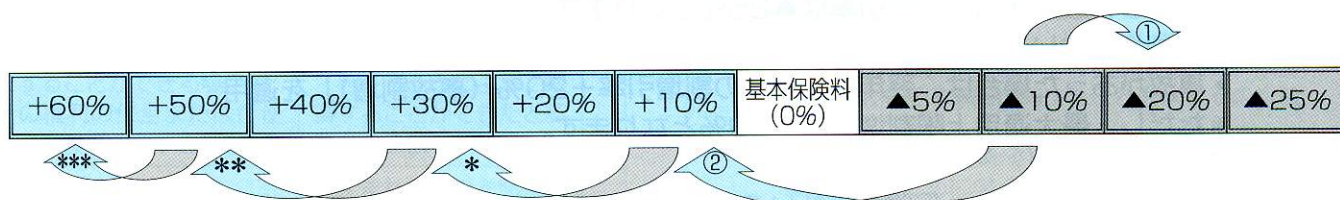
①前年事故なしの場合→今年度▲20%適用（現行▲10%+無事故割引：▲10%）

②前年事故1件ありの場合→今年度+10%適用（現行▲10%+事故割増：+20%）

* さらに今年度事故1件ありの場合には翌年度+30%適用（10%割増+事故割増+：20%）

** さらに翌年度事故1件ありの場合には翌々年度+50%適用（30%割増+事故割増+：20%）

*** さらに翌々年度事故1件ありの場合には3年後+60%適用（割増率は+60%が上限）



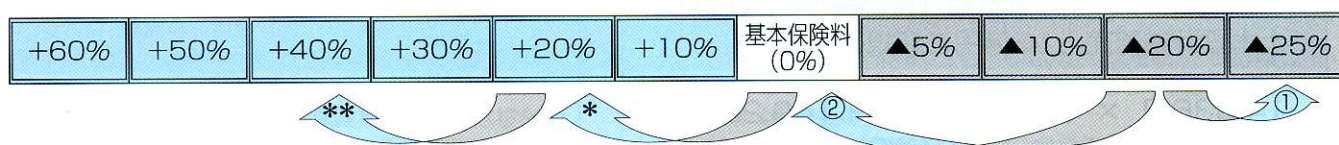
〈3〉 現在、割引20%を適用している場合

①前年事故なしの場合→今年度▲25%適用（割引率は▲25%が下限）

②前年事故1件ありの場合→今年度「基本保険料」適用（現行▲20%+事故割増：+20%）

* さらに今年度事故1件ありの場合には翌年度+20%適用（基本保険料+事故割増：+20%）

** さらに翌年度事故1件ありの場合には翌々年度+40%適用（20%割増+事故割増：+20%）



〈保険金お支払いにともなう追加保険料について〉

翌年度継続契約の保険期間開始以降に、その前年度契約以前の損害賠償請求について当会社が被保険者に保険金を支払った場合には、損害賠償請求日の属する保険契約の翌年度継続契約まで遡り、無事故割引の適用がなかったものとし、かつ、事故割増を適用させた保険料を再算出するものとし、各年度契約ごとに再算出した保険料の合計額と既に領収した保険料の合計額との間に発生した不足額を、保険金を支払った日の属する保険契約の翌年度継続契約の保険料に上乗せして請求いたします。

◎保険金額・免責金額（自己負担額）別基本保険料早見表

保険金額・免責金額（自己負担額）別基本保険料（修正売上高100万円あたり）					
保険金額	免責金額(自己負担額)	タイプ	土木設計保険料	地質調査保険料	測量保険料
7億円	0円		35,200円	17,600円	5,280円
	50万円		34,240円	17,120円	5,136円
	100万円		33,408円	16,704円	5,011円
	200万円		32,576円	16,288円	4,886円
	300万円		31,936円	15,968円	4,790円
	500万円		31,040円	15,520円	4,656円
	1000万円		30,080円	15,040円	4,512円
	2000万円		29,696円	14,848円	4,454円
5億円	0円		29,376円	14,688円	4,406円
	50万円	JZタイプ	30,784円	15,393円	4,618円
	100万円	J0タイプ	29,824円	14,912円	4,474円
	200万円	J1タイプ	28,992円	14,496円	4,349円
	300万円	J3タイプ	28,160円	14,080円	4,224円
	500万円		27,520円	13,760円	4,128円
	1000万円		26,624円	13,312円	3,994円
	2000万円		25,664円	12,832円	3,850円
3000万円		25,280円	12,640円	3,792円	
3億円	0円		24,960円	12,480円	3,744円
	50万円	KZタイプ	25,088円	12,543円	3,763円
	100万円	K0タイプ	24,128円	12,064円	3,619円
	200万円	K1タイプ	23,296円	11,648円	3,494円
	300万円	K3タイプ	22,464円	11,232円	3,370円
	500万円		21,824円	10,912円	3,274円
	1000万円		20,928円	10,464円	3,139円
2億円	0円		19,968円	9,984円	2,995円
	50万円		21,312円	10,656円	3,197円
	100万円		20,352円	10,176円	3,053円
	200万円		19,520円	9,760円	2,928円
	300万円		18,688円	9,344円	2,803円
	500万円		18,048円	9,024円	2,707円
	1000万円		17,152円	8,576円	2,573円
1億円	0円		16,192円	8,096円	2,429円
	50万円	LZタイプ	16,128円	8,064円	2,419円
	100万円	L0タイプ	15,168円	7,584円	2,275円
	200万円	L1タイプ	14,336円	7,168円	2,150円
	300万円	L3タイプ	13,504円	6,752円	2,026円
	500万円		12,864円	6,432円	1,930円
	1000万円		11,968円	5,984円	1,795円
7千万円	0円		11,008円	5,504円	1,651円
	50万円		13,952円	6,976円	2,093円
	100万円		12,992円	6,496円	1,949円
	200万円		12,160円	6,080円	1,824円
	300万円		11,328円	5,664円	1,699円
	500万円		10,688円	5,344円	1,603円
	1000万円		9,792円	4,896円	1,469円
5千万円	0円		8,832円	4,416円	1,325円
	50万円	MZタイプ	12,223円	6,112円	1,834円
	100万円	M0タイプ	11,264円	5,632円	1,690円
	200万円	M1タイプ	10,432円	5,216円	1,565円
	300万円	M3タイプ	9,600円	4,800円	1,440円
	500万円		8,960円	4,480円	1,344円
3千万円	0円		8,064円	4,032円	1,210円
	50万円	NZタイプ	9,920円	4,960円	1,488円
	100万円	N0タイプ	8,960円	4,480円	1,344円
	200万円	N1タイプ	8,128円	4,064円	1,219円
	300万円	N3タイプ	7,296円	3,648円	1,094円
	500万円		6,656円	3,328円	998円
2千万円	0円		5,760円	2,880円	864円
	50万円		8,448円	4,223円	1,267円
	100万円		7,488円	3,744円	1,123円
	200万円		6,656円	3,328円	998円
	300万円		5,824円	2,912円	874円
	500万円		5,184円	2,592円	778円
1千万円	0円		4,288円	2,144円	643円
	50万円		6,400円	3,200円	960円
	100万円		5,440円	2,720円	816円
	200万円		4,608円	2,304円	691円
	300万円		3,776円	1,888円	566円
	500万円		3,136円	1,568円	470円
			2,240円	1,120円	336円

保険期間
平成23年10月1日(午後4時)から1年間

縮小支払割合90%

(※) 保険金額

地質調査業務の売上高に、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の売上高を加算した場合、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の成果物の瑕疵に起因する損害賠償における保険金額は、加入者証記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。

◎保険期間の途中で 加入・保険金額変更する場合

保険期間の途中で補償制度に加入する場合や保険金額を変更する場合、必ず保険代理店まで事前にご連絡ください。

***途中で加入した場合は、満期まで1年未満となりますので、その間無事故であったとしても翌年の契約に無事故割引は適用されません。今回の募集時に加入されることをおすすめします。**

***保険期間の途中で保険金額変更できるのは以下の場合のみとなります。**

- 保険金額を減額する場合
- 保険期間中に保険金支払事故があり保険金額を元に復元する場合

(この事由以外の保険金額増額は保険期間中途ではできませんので、今回の募集時に保険金額の増額見直しをおすすめします。)

中途加入の場合の保険期間

申込月の翌月1日から平成24年10月1日までの期間とします。ただし、申込月内に加入依頼書が保険代理店に到着するとともに、保険料も建設コンサルタンツ協同組合の口座に着金していることが必要です。

中途加入の場合の保険料

中途加入時の年間保険料 = 年間保険料 × 未経過月数 ÷ 12か月 (1円単位四捨五入10円単位)

(例) 2月10日に申込みを行い、保険期間が3月1日から10月1日の場合、未経過月数は7か月となります。年間保険料が4,071,420円とすると、
 $4,071,420円 \times 7 \div 12 = 2,375,000円$ (10円単位)

【中途加入保険料の分割払をご希望の場合】—毎月10日引き落としとなります—

(1) 平成23年6月までに中途加入される場合、分割払は可能(分割割増なし)。

(2) 分割回数

①平成23年12月1日までの中途加入の場合 分割回数 = 20 - 中途加入保険開始月

②平成24年 6月1日までの中途加入の場合 分割回数 = 8 - 中途加入保険開始月

【例】平成24年 3月1日からの中途加入の場合 分割回数 = 8 - 3 = 5回

上記(例)の場合 $2,375,000円 \div 5 = 475,000円$ (10円単位)

お申し込み方法

7ページの「保険料の払込方法」と「保険料の振込先」をご参考にしてください。

- (1) 今回配布しました加入依頼書にご記入の上、保険代理店宛にお送りください。
- (2) 保険料を計算の上、建設コンサルタンツ協同組合の口座にお振り込みください。
分割払の場合であっても、初回保険料の振り込みは必要です。
- (3) 保険料の振込手数料は各社でご負担をお願いいたします。

制度提供団体 建設コンサルタンツ協同組合

〒113-0033 東京都文京区本郷1-5-17 三洋ビル3階30号

TEL 03-5804-3136

FAX 03-5804-4892

〈本制度のお問い合わせ先〉

【取扱代理店】

株式会社アールアンドディ セキュリティ

〒102-0075 東京都千代田区三番町1-17パークサイドアネックス5F-B

TEL 03-3221-7015

フリーダイヤル 0120-868-662

FAX 03-3221-7016

【引受保険会社】

幹事会社 株式会社損害保険ジャパン営業開発第二部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-4034

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

FAX 03-3348-4623

副幹事会社 三井住友海上火災保険株式会社

非幹事保険会社

日本興亜損害保険株式会社

日新火災海上保険株式会社

2011年7月28日作成 承認番号SJ11-03886